

平成 27 年 9 月 10 日
全 国 町 村 会

■行政不服審査法の改正に伴う町村の対応について

【目次】

1 審理員制度への対応 (P3)

- (1) 地方公共団体における課題 (P3)
- (2) 審理員の指名に関する考え方 (P3)
 - ① 審理員の主な要件 (P3)
 - ② プロパー職員の指名 (P3)
 - ③ 非プロパー職員の活用 (P3)
- (3) 非プロパー職員を審理員に指名する場合の考え方 (P4)
 - ① 非プロパー職員を採用する方法 (P4)
 - ② 非プロパー職員を採用して審理員に指名する場合における審理員候補者名簿について (P6)
- (4) 非プロパー職員を採用するための例規整備について (P6)
 - ① ㊦任期付短時間勤務職員の場合 (P6)
 - ② ㊧特別職職員の場合 (P8)

2 第三者機関の設置 (考えられる設置方法) (P9)

- (1) 地方公共団体における課題 (P9)
- (2) 設置方法 (単独設置又は共同設置) (P9)
- (3) 各設置方法の特徴等 (P9)
 - ① 単独設置の場合 (P9)
 - ② 共同設置の場合 (P10)

3 情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示決定等に対する審査請求案件の取扱い (P12)

- (1) 情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示決定等に対する審査請求案件の一般的な手続 (P12)
- (2) 行審法改正に伴う手続の関係整理の必要性及び考え方 (P12)
 - ① 手続の関係整理の必要性 (P12)
 - ② 国の例 (P12)
 - ③ 地方公共団体における手続の関係整理の考え方 (P12)
- (3) 手続の関係整理の具体的方法 (P13)

① 審理員手続を適用除外とする方法【推奨】(P13)

② 審理員手続を適用する方法(P19)

◇ 資料1 「●●町(村)〇〇の任用等に関する条例(例)」(P22)

◇ 資料2 「●●町(村)行政不服審査会条例(例)」(P24)

1 審理員制度への対応

(1) 地方公共団体における課題

平成 28 年 4 月に予定されている改正行政不服審査法（以下、改正後の行政不服審査法につき「行審法」という。）の施行により、審理員制度が導入され、審査請求の審理手続は、原則として、審理員が行うこととなった。

行審法の改正前においては、不服申立ての審理手続は、審査庁が行うこととされており、不服申立てに係る原処分に関与した又はすることとなる職員が審理手続に携わることについて法令上の制約がなかったが、行審法においては、審理員制度が導入され、原処分に関与した又はすることとなる職員を審理員に指名することができないとされているため（行審法 9 II ①）、地方公共団体においては、審理員をいかに確保するかを検討する必要がある。

(2) 審理員の指名に関する考え方

① 審理員の主な要件

ア 審査庁の職員であること

審理員は、「審査庁に所属する職員」でなければならない（行審法 9 I）。

イ 処分等に関与し又は関与することとなる者以外であること

原処分に関与した者が審理手続を行う場合、結論について予断を抱く、処分庁に有利に審理手続を進行しようとする意識が働くなどにより、審理手続の公正性が損なわれるおそれがある。

そのため、審理員は、「審査請求に係る処分・・・に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者」以外の者でなければならない（行審法 9 II ①）。

② プロパー職員の指名

ア 上記①の審理員の主な要件を踏まえれば、審理員の指名については、第一次的には、審査庁に所属するプロパー職員の指名を検討することとなる。例えば、原処分の決裁に関与する可能性の低い部門（例えば、総務部門）のプロパー職員を審理員に指名することが考えられる。

イ また、審理員が行う事務は、審理手続の主宰、審理員意見書の作成等を主としており、審理員には、これらの事務を適切に遂行する能力を備えているのが望ましいことから、一定程度の役職（例えば、課長級以上の役職）を担う職員を指名することが考えられる。

③ 非プロパー職員の活用

上記①のとおり、原処分に関与した又は関与することとなる者を審理員に指名することはできないことから、職員数の少ない町村においては、審理員の要件を満たし、その事務を適切に遂行する能力を有するプロパー職員を数多く確保することは困難な場合もある。また、町村における不服申立てが僅少であることから（平成 23 年度の町村数 940 に対し、同年度の町村

における不服申立件数は 261 であり、平均すると 4 年に 1 件あるかないかの計算となる。) 審理員に必要となる能力を養うための研修を行う費用対効果も乏しいと考えられる。

このような場合には、プロパー職員でない者（以下「非プロパー職員」という。）を採用して審理員に指名する方法を検討する必要がある。

具体的には、町村の職員OBや弁護士、税理士等の専門職を採用した上で、審理員に指名する方法が考えられる。

(3) 非プロパー職員を審理員に指名する場合の考え方

① 非プロパー職員を採用する方法

ア 基本的な考え方

(7) 常勤か非常勤か

町村においては、上記(2)ウのとおり、不服申立て件数が僅少であるため、一般には、非常勤として審理員を務める非プロパー職員を採用する方法が有用であると考えられる。

(イ) 任期を定めるか否か

採用する非プロパー職員は、審理員として審理手続を行うことがその職務となることから、当該審査請求における審理員意見書の提出が想定される時期を終期とする任期を付した採用が考えられる。

もっとも、任期については、審査請求の内容等による変動が想定されるため、更新を可能とするなどの措置が必要である。

イ 考えられる具体的な採用方法

上記アの基本的な考え方を踏まえれば、審理員に指名するために非プロパー職員を採用する具体的な方法としては、主に、以下の㉔及び㉕が考えられる。

【審理員に指名するために非プロパー職員を採用する具体的方法】

- ㉔ 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（以下「地公任期付法」という。）第 5 条による任期付短時間勤務職員の採用
- ㉕ 地方公務員法（以下「地公法」という。）第 3 条第 3 項第 3 号による特別職職員の採用

ウ ㉔任期付短時間勤務職員の特徴

(7) 地公法の一般職としての服務規定の適用がある

任期付短時間勤務職員は、地公法の一般職に該当するため、地公法第 34 条の守秘義務規定、同法第 60 条第 1 号の守秘義務違反に課せられる刑罰（1 年以下の懲役又は 3 万円以下の罰金）の規定、及び、同法 36 条の政治的行為の制限の規定が適用される。

審理員は、審査庁に所属する職員として審査請求の審理手続を行うものであることから、一般的には、常勤の一般職職員が行うことが想定されている。任期付短時間勤務職員には、上記のとおり、地公法の一般職としての服務規定の適用があるから、こうした考え方との整合性も高い。

(イ) 給与に手当が支給される

手当は、原則として、任期の定めのない常勤職員と同様に支給される。

(ウ) 営利企業への従事制限

地公法第38条により、営利企業への従事制限の規制が働き、許可がない限り報酬を得る業務に従事できないこととなるが、この点は、任期付短時間勤務職員に関しては、勤務形態等を勘案して必要に応じて弾力的な運用を行うことが可能とされており、特段の問題は生じないと考えられる（総務省通知・総行公第54号、平成26年7月最終改正）。

エ ⑥特別職職員の特徴

(ア) 地公法の服務規定の適用がない

特別職職員は、④任期付短時間勤務職員と異なり、地公法の一般職としての服務規定の適用がないため、地公法上の守秘義務を負わず、また、政治的行為の制限にも服さないこととなる。¹

(イ) 給与が報酬及び費用弁償である

特別職職員には、手当は支給されない。

【④任期付短時間勤務職員と⑥特別職職員の主な比較】

	特別職職員	任期付短時間勤務職員
職の区分	特別職(地公法適用無)	一般職(地公法適用有)
根拠法令	地公法3Ⅲ③	地公任期付法5
審理員として採用する場合の要件	臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職	一定の期間内に終了することが見込まれる業務(地公任期付法5Ⅰ、4Ⅰ①)
採用方法	規定なし (面接等が想定される)	競争試験又は選考(地公法17)
任期	規定なし (通常1年以内)	3年以内(特に必要がある場合は5年以内) (地公任期付法6Ⅱ)
給与	報酬及び費用弁償(地方自治法203の2)	給料及び手当(地方自治法204)
勤務時間・休暇	条例等で規定	条例等で規定
分限処分	規定なし	適用あり(地公法27,28)
懲戒処分	規定なし	適用あり(地公法27,29)
服務(守秘義務等)	規定なし	適用あり(地公法30~38)
社会保険等	・勤務時間等により厚生年金、健康保険、雇用保険を適用 ・公務災害又は労災を適用	・勤務時間等により厚生年金、健康保険、雇用保険を適用 ・公務災害又は労災を適用
定数	定数条例外(地方自治法172Ⅲ)	定数条例外(地方自治法172Ⅲ)

¹ 審理員は、審査庁の職員として審査請求の審理手続を行うものであり(行審法9Ⅰ)、特別職職員の場合においても守秘義務を課すことが望ましいが、政治的行為の制限については、特別職の性格から、制限することは難しい面もあると思われる。

② 非プロパー職員を採用して審理員に指名する場合における審理員候補者名簿について

ア 審理員候補者名簿に関する行審法上の規定

審査庁となるべき行政庁は、審理員となるべき者の名簿を作成するよう努めなければならない（行審法 17）。

このように、審理員候補者名簿の作成は努力義務であるが、作成した場合には公にする必要がある。

イ 非プロパー職員を採用して審理員に指名する場合に審理員候補者名簿を作成すべきか

非プロパー職員を採用して審理員に指名することを予定している場合に、審理員候補者名簿を作成しておくことには、以下のメリットがあると考えられる。

この点に照らせば、非プロパー職員を審理員候補者として事前に確保することが困難である等特段の事情がある場合を除き、あらかじめ適当な人材を審理員候補者として確保し、同名簿を作成・公表しておくことが望ましい。

【非プロパー職員を採用する場合に審理員候補者名簿を作成するメリット】

- ・ 住民において、どのような者が審理員候補者であるのか確認することができ、審理手続の透明性に資する。
- ・ 審理員候補者となった者は、当該自治体の行政について事前に学習する等により、準備を行うことができる。

(4) 非プロパー職員を採用するための例規整備について

審理員に指名するために非プロパー職員を採用するためには、例規整備が必要となるが、以下では、採用から審理員意見書を提出するまでに合計 24 時間の勤務（＝週 2 時間× 4 週× 3 か月）を要し、かつ、採用された非プロパー職員に対して時給に換算して 1 万円の給与又は報酬を支給すると仮定した場合に必要な例規整備の案を記す。

なお、採用する非プロパー職員の給与又は報酬の金額については、各自治体の財政上の都合や非プロパー職員の人材確保の観点を踏まえて、個別に検討することを要する。

① ⑥任期付短時間勤務職員の場合

ア 「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」（以下「任期付職員条例」という。）を制定していない自治体の場合

（i）任期付職員条例を制定する

総務省自治行政局公務員部作成にかかる「一般職の任期付職員の採用に関する条例（例）」（以下「総務省任期付職員条例（例）」という。）を参照し、新たに任期付職員

条例を制定する。²

↓

(ii) 給与条例において給与の特例を規定する

現行の「職員の給与に関する条例」(以下「給与条例」という。)において、非プロパー職員であって審理員に指名した者の給与の特例を規定する。具体的には、以下の規定(例)と同旨の規定を設ける方法が考えられる。

規定の方法としては、審査請求ごとに非プロパー職員を採用して審理員に指名することを前提としており、また、採用する者によって給与額に差異を設ける必要性が乏しいため、給料表によって給与を定める方法は適さないと考えられる。

なお、任命権者が定めた勤務時間数を超える超過勤務については、給与条例の規定による超過勤務手当(下記(iii)参照)が支給されることとなる。

【審理手続職員の給与の特例に関する規定(例)】

(審理手続職員の給与の特例)

第・・条 審理手続職員(一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成・・年条例第・・号)第□条³の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員であって、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定により指名された者をいう。以下この条において同じ。)の給料月額は8万円とする。

2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成・・年条例第・・号)第△条⁴の規定に基づき任命権者が定める審理手続職員の勤務時間が月の1日から末日までの期間につき8時間を下回るときは、前項の規定にかかわらず、審理手続職員の給料月額は、当該勤務時間を8時間で除して得た数に8万円を乗じて得た額とする。

↓

(iii) 給与条例において手当等の特例を規定する

非プロパー職員であって審理員に指名した者については、給与条例の規定の一部の適用を除外する。具体的には、一般職職員の給料及び昇給に関する規定並びに地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当を除く各手当の支給に関する規定の適用を除外する。

平成26年8月総務省公務員部による「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等に関する質疑応答集参考資料2」によれば、任期付短時間勤務職員については、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、管理職手当、義務教育特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林普及手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務

² 審理手続の主宰業務のみならず、他の業務についても任期付職員を採用することができるよう、包括的な任期付条例を制定した方が望ましいと考えられる。

³ 任期付職員条例における総務省任期付職員条例(例)第4条第1項と同旨の規定の条数を記入する。

⁴ 勤務時間条例に規定する勤務時間の特例に関する規定の条数を記入する(下記(iv)参照)。

手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当の支給を予定している。しかしながら、審理員に指名するために採用する非プロパー職員については、勤務時間が極めて短時間であること、任期が短期間であること、職務の内容が審理手続の主宰のみであり限定されていること等に照らし、上記各手当のうち、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当のみの支給で問題ないと考えられる。

↓

(iv) 勤務時間条例において勤務時間の特例を規定する

現行の「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」（以下「勤務時間条例」という。）において、非プロパー職員であって審理員に指名した者の勤務時間に関する特例を規定する。具体的には、以下の規定（例）と同旨の規定を設ける方法が考えられる。

なお、勤務時間条例の規定により、任命権者は、週休日及び勤務時間の割振りを行うことができる。それゆえ、下記規定（例）を設けたとしても、毎週勤務しなければならないなどの拘束はなく、勤務に関する支障は生じない。

【審理手続職員の勤務時間の特例に関する規定（例）】

（審理手続職員の勤務時間の特例）

第△条 一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成・・年条例第・・号）第□条⁵の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員であって、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定により指名された者の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり2時間までの範囲内で、任命権者が定める。

(イ) 任期付職員条例を制定している自治体の場合

上記ア(ii)から(iv)と同様に対応する。

② ⑥特別職職員の場合

資料1（●●町（村）〇〇の任用等に関する条例（例）と同旨の条例を制定する。

資料1は、①任期付短時間勤務職員と同じ勤務形態、報酬となることを前提に作成したものである。

なお、資料1においては、審理員は、審査庁の職員として審理手続を行うものであり（行審法9I）、審理手続の過程において個人情報等に接する機会があり得ることから、一般職と同様の守秘義務規定を設けているが、政治的行為の制限は課していない。

⁵ 任期付職員条例における総務省任期付職員条例（例）第4条第1項と同旨の規定の条数を記入する。

2 第三者機関の設置（考えられる設置方法）

(1) 地方公共団体における課題

地方公共団体は、行審法 81 条 1 項又は 2 項により、第三者機関（以下「行審法上の第三者機関」という。）を設置しなければならない。

そこで、どのような方法で行審法上の第三者機関を設置するかを検討する必要がある。

なお、新たに設置する行審法上の第三者機関と既に設置している情報公開審査会や個人情報保護審査会との関係については、下記 3 に記す。

(2) 設置方法（単独設置又は共同設置）

行審法上の第三者機関は、単独で設置する方法（以下「単独設置」という。）のみならず、地方自治法 252 条の 7 第 1 項に基づく共同設置や同法第 284 条に基づく組合の設置による処理（以下単に「共同設置」という。）も可能である。

なお、情報関係審査会など既存の第三者機関に、従前の役割に加えて、行審法上の第三者機関の役割を付与すること（既存の第三者機関に統合する形で設置すること）も可能である。

※ 非常設の機関の設置（行審法 81Ⅱ）について

行審法 81 条 2 項により、不服申立ての状況等に鑑み、常設の機関を設置することが不適當又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、非常設の機関を設置することも法律上認められる。その場合には、行審法上の第三者機関の設置に関する条例（資料 2）において、「行政不服審査会を置くことができる。」などと規定して対応することが考えられる。

しかしながら、非常設の機関を設置するとした場合には、具体的な審査請求があつてから、委員を選任することになるため、諮問における公平性が必ずしも担保されるものとはいえない。また、常設して委員を選定したとしても、具体的な審査請求がなければ、その間、委員に対する報酬の支払いは生じないことになるから、非常設とすることによる費用面のメリットもない。

したがって、行審法上の第三者機関を非常設とする方法は、望ましい手段とはいえないと考えられる。

(3) 各設置方法の特徴等

① 単独設置の場合

ア メリット

当該地方公共団体の判断で委員の任命等を行うことができる。また、過去の諮問事件の知見も活用し、より効果的な調査審議が可能となる。

イ デメリット

審査請求の有無にかかわらず、新たな委員を探す必要がある。

審査請求件数が少ない自治体にとっては、事務負担が大きい。

なお、情報公開審査会等の既存の第三者機関に行審法上の第三者機関の役割を付与する場合や、既存の第三者機関の委員を兼任させる場合には、このデメリットは軽減される。

ウ 必要となる条例整備

新たに資料2（●●町（村）行政不服審査会設置条例（例）と同旨の条例を制定する。

② 共同設置の場合

ア メリット

地方公共団体ごとに委員を確保することが困難である場合であっても、他の自治体と共同設置することにより、その問題を解消することができる。

また、単独で設置するよりも多くの事件が諮問されるため、過去の諮問事件の知見をより活用することが可能となる。

イ デメリット

委員の選任等について各地方公共団体間での調整が必要となる。

なお、既存の第三者機関に行審法上の第三者機関の役割を付与する場合や既存の第三者機関の委員を兼任させる場合には、このデメリットは軽減される。

ウ 具体的な共同設置の方法及び必要となる規約等の整備

(7) 地方自治法 252 条の 7 第 1 項に基づく共同設置

共同設置規約を制定する必要がある。

共同設置規約においては、共同設置する機関の名称、共同設置する機関を設ける普通地方公共団体、共同設置する機関の執務場所、共同設置する機関を組織する委員その他の構成員の選任及びその身分取扱い、共同設置する機関と関係地方公共団体との関係その他共同設置する機関に関し必要な事項を規定する。

共同設置する機関の名称及び共同設置する機関を設ける普通地方公共団体については、以下のとおり規定することが考えられる。

【共同設置規約（例）】

（共同設置する地方公共団体）

第・・・条 ●●町（村）及び■●町（村）は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 81 条第 1 項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、共同して、行政不服審査会を設置する。

(イ) 一部事務組合の設立による設置（地方自治法 284 II）

規約を制定し、都道府県知事の許可を得る必要がある。

規約における共同処理する事務については、以下のとおり規定することが考えられる。

【共同処理する事務に関する規定（例）】

（組合の共同処理する事務）

第・・・条 組合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を共同処理することを目的とする。

（ウ） 県や近隣市町村等への委託（地方自治法252の14から16）

規約を制定し、県や近隣市町村等が設置する行政不服審査会に委託する。

委託する事務の内容に関する規定については、上記bの一部事務組合において共同処理する事務と同様である。

3 情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示決定等に対する審査請求案件の取扱い

(1) 情報公開条例及び個人情報保護条例（以下総称して「情報関係条例」という。）に基づく開示決定等に対する審査請求案件（以下「情報関係案件」という。）の一般的な手続

行審法は、情報関係案件についても適用されているが、実務上は、一般に、不服申立てがあったときは、情報関係条例により、審査庁は、条例に基づき設置された情報公開審査会や個人情報保護審査会等（以下総称して「情報関係審査会」という。）に諮問し、諮問を受けた情報関係審査会において、インカメラ審理等の特別の調査権限も活用した調査審議手続いわば実質的な審理が行われ、その答申を踏まえて審査庁が裁決するという手続がとられている。

(2) 行審法改正に伴う手続の関係整理の必要性及び考え方

① 手続の関係整理の必要性

上記1及び2のとおり、行審法改正により、審査庁が指名する審理員が審査請求の審理手続を行うこととされ（行審法9 I）、また、地方公共団体については、裁決に当たって、原処分又は裁決の段階で他の第三者機関が関与する場合等を除き、行審法81条1項又は2項により執行機関の附属機関として置かれる行審法上の第三者機関に諮問しなければならないこととされた。

これにより、行審法下においては、情報関係案件については、何らの関係整理を行わなければ、審理員による審理手続、及び、情報関係審査会による調査審議手続が併存することとなる。

そこで、上記両手続の関係を整理する必要がある。

② 国の例

国は、地方公共団体の場合と異なり、情報公開法又は行政機関個人情報保護法に基づく開示決定等に係る審査請求については、行審法の審理手続規定の適用が除外されているため（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）による改正後の情報公開法18条1項及び行政機関個人情報保護法42条）、専ら国が設置する情報公開・個人情報保護審査会において、インカメラ等の特別の調査権限も活用した調査審議手続いわば実質的な審理が行われ、その答申を受けて審査庁が裁決することとされている。⁶

③ 地方公共団体における手続の関係整理の考え方

地方公共団体は、条例に基づく処分について、条例に特別の定めを設けることにより、審理員の指名を不要とすることができる（行審法9 I）。それゆえ、情報関係案件についても、

⁶ なお、国の情報公開・個人情報保護審査会による調査審議手続については、行審法改正に伴い、提出資料の写しの送付の規定が設けられたが、口頭意見陳述については、審理員による審理手続における口頭意見陳述とは異なり、全ての関係人を招集して行う方式は採られていない。

情報関係条例に特別の定めを設けることにより、審理員の指名を不要とすることができる。
 そこで、地方公共団体における情報関係案件の手続の関係整理については、大きく、審理員手続を適用除外とするか否かに分けて検討することができる。

(3) 手続の関係整理の具体的方法

以下、地方公共団体における情報関係案件の手続の関係整理の具体的方法について、①審理員手続を適用除外とする方法、②審理員手続を適用する方法の2パターンに分けて検討する。

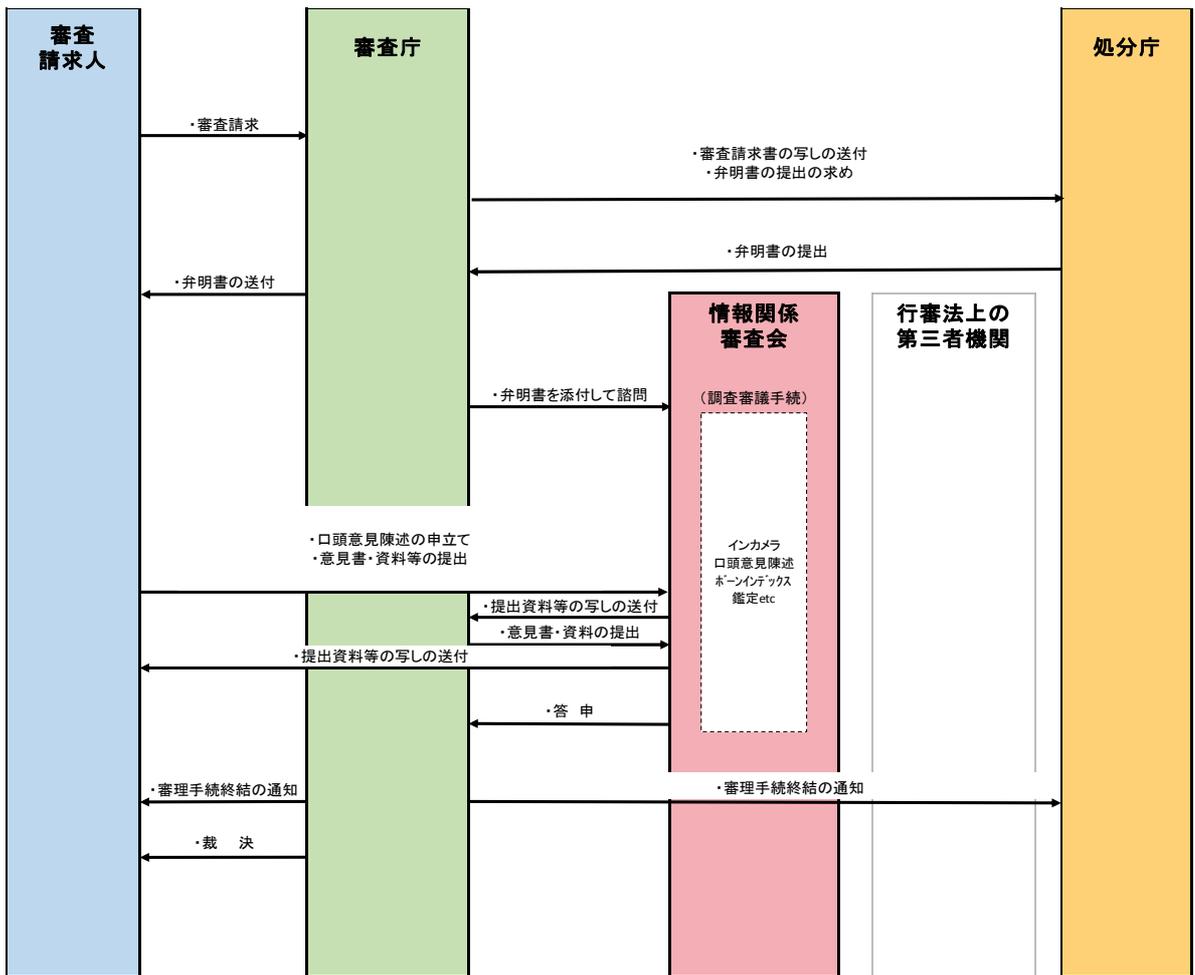
① 審理員手続を適用除外とする方法【推奨】

ア 手続の流れのイメージ

処分庁から審査庁に弁明書が提出された後に、情報関係審査会に対して諮問を行い、情報関係審査会が調査審議手続を行い、審査庁に対して答申をし、これを受けて審査庁が審理手続を終結したうえで、裁決するイメージである。

手続の関係整理が容易であり、かつ、審査請求に対する裁決に至るまでの客観性が行審法改正前と同様に担保されており、推奨できる方法と考えられる。

【手続イメージ図】



イ 審理員手続を適用除外とする具体的方法

(7) 審理員手続の適用除外

行審法9条1項ただし書により、情報関係条例において、以下の規定を設けることにより、審理員の指名を不要とする。

なお、審査庁から情報関係審査会への諮問が行われる（さらに、審理員手続が除外されることにより、審理員意見書が提出されることはなくなる）ため、行審法上の第三者機関に対する諮問手続は行われなないこととなる。

【審理員手続を除外するための規定（例）】

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

第・・条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求（※情報公開条例の場合）
／開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用
停止請求に係る不作為に係る審査請求（※個人情報保護条例の場合）については、行政不服
 審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

※下線部は、各自治体の情報関係条例の規定手法等によって異なる。

(イ) 審理員手続を適用除外した場合における審査庁による審理手続について

審理員手続を適用除外した場合には、本来審理員が行う審理手続を審査庁が行うこととなるが（行審法9Ⅲ）、審査庁が必要的に行わなければならない具体的な審理手続は、以下の表のとおりである。その他の行審法第2章第3節に規定された審理手続の実施については、審査庁の判断に委ねられており（いわゆる「～できる」規定である）、必要な手続とはなっていない。

【審理員制度を除外した場合の審査庁による審理手続】

根拠条文 (行審法9条3項によつて読み替えられる条文)	具体的手続
29条2項	① 処分庁に対して弁明書の提出を求める(審査庁が処分庁等である場合には弁明書を作成する)
29条5項	② 審査請求人及び参加人に対して弁明書を送付する
31条	③ 審査請求人又は参加人の申立てがあった場合に、対面形式による口頭意見陳述を実施する
38条	④ 審査請求人又は参加人からの提出書類等の閲覧等の求めに応じて閲覧等を実施する
41条1項、3項	⑤ 必要な審理を終えたとき認めるときに審理手続を終結し、その旨を審理関係人に対して通知する

上記表【審理員制度を除外した場合の審査庁による審理手続】に記載した各手続については、情報関係審査会における調査審議手続との関係が問題となり得るが、以下のとおり、対処することが可能である。

① 弁明書の提出の求め（弁明書の作成）、② 弁明書の送付

- ・ 審査請求があった後、情報関係審査会に諮問する前に、審査庁が、処分庁に対して弁明書の提出を求め、処分庁から弁明書の提出を受けて（又は弁明書を作成して）、これを審査請求人及び参加人に対して送付する。

↓

- ・ 審査庁は、処分庁から提出された弁明書（又は作成した弁明書）を添付して、情報関係審査会に諮問する。

審査庁が情報関係審査会に諮問するに際して弁明書の添付を義務付けるためには、情報関係条例の情報関係審査会への諮問を義務付ける条文の次の項において、以下の規定（例）における波線部の規定を設ける必要がある。

【情報関係審査会への諮問に際して弁明書の添付を義務付ける規定（例）】

（審査会への諮問等）

第・・条 開示決定等又は開示請求に係る不作為（※情報公開条例の場合）／開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為（※個人情報保護条例の場合）に係る審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、●●町（村）情報公開審査会（※情報公開条例の場合）／●●町（村）個人情報保護審査会（※個人情報保護条例の場合）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書等の全部を開示することとする場合（当該行政文書等の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）（※情報公開条例の場合）／裁決で、開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。）、訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正する旨の決定を除く。）又は利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する場合（当該開示決定等について第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。）、当該審査請求に係る訂正請求の全部を容認して訂正する場合又は当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止する場合（※個人情報保護条例の場合）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない
い

※下直線部は、各自治体の情報関係条例の規定手法等によって異なる。

③ 口頭意見陳述

- ・ 一般に、情報関係審査会による口頭意見陳述の手続は、処分庁等の申立人以外の関係者の招集を義務付けておらず、処分庁等に対する質問権も認められていない点で、行審法31条による口頭意見陳述とは異なる。

そのため、審査請求人が審査庁に対して行審法31条による口頭意見陳述を申し立てることも起こり得る。

↓

- ・ そこで、情報関係条例において、以下の波線部の規定を設けること等⁷により、情報関係審査会における口頭意見陳述について、行審法31条による口頭意見陳述と同様の方式によることを保障する。

↓

- ・ これにより、運用上、審査庁に対し行審法31条による口頭意見陳述の申立てがされることを回避することが可能となると考えられる。

【情報関係審査会による口頭意見陳述を行審法31条による口頭意見陳述と同様の方式によるものとする規定（例）】

（意見の陳述）

第・・条 ●●町（村）情報公開審査会（※情報公開条例の場合）／●●町（村）

個人情報保護審査会（※個人情報保護条例の場合）は、審査請求人又は参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する「参加人」をいう。）の申立てがあつた場合には、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、●●町（村）情報公開審査会（※情報公開条例の場合）／●●町（村）個人情報保護審査会（※個人情報保護条例の場合）が期日及び場所を指定し、審査請求人、参加人及び諮問をした実施機関（以下「審査請求人等」という。）並びに処分庁等（行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等

⁷ 条例で規定せずに、情報関係審査会の決定等により運用において実施することも考えられる。

をいう。第5項において同じ。)を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立人は、●●町(村)情報公開審査会(※情報公開条例の場合)／●●町(村)個人情報保護審査会(※個人情報保護条例の場合)の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、●●町(村)情報公開審査会(※情報公開条例の場合)／●●町(村)個人情報保護審査会(※個人情報保護条例の場合)は、申立人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、●●町(村)情報公開審査会(※情報公開条例の場合)／●●町(村)個人情報保護審査会(※個人情報保護条例の場合)の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

※下直線部は、各自治体の情報関係条例の規定手法等によって異なる。

④ 提出書類等の閲覧等の求めに応じた閲覧等の実施

- 改正前の行審法と同様に、運用上、証拠書類等の提出先を情報関係審査会に一元化することにより(審査庁に対しては、行審法38条による閲覧等の対象となる書類等が提出されないため)、閲覧等の求めへの対応についても、情報関係審査会が一元的に行うことが可能となる。

⑤ 審理手続の終結及び終結の通知

- 運用上、審査庁は、情報関係審査会からの答申を受けた後に、審理手続を終結し、その旨を審理関係人に通知することが考えられる。

ウ 情報関係審査会を改組して行審法上の第三者機関の役割を付与する場合

審理員手続を適用除外としつつ、情報関係審査会を改組して、行審法上の第三者機関の役割を付与することも可能である。その場合の具体的方法としては、次のような方法が考えられる。

(7) 情報関係審査会の改組

これまでの情報関係審査会は、情報関係案件のみの諮問に対する答申を行っていたが、これを改組し、行審法の規定によって行審法上の第三者機関の権限に属させられた事項をも処理することを可能とする。なお、改組後の情報関係審査会の名称については、「●●町(村)行政不服審査会」等に変更することも考えられる。

具体的な方法としては、情報関係審査会の設置に係る規定⁸において、情報関係審査

⁸ 情報関係審査会の設置については、情報関係条例を根拠としているケースや情報関係審査会の設置条例を根拠としているケース等地方公共団体によって異なる。

会が行う事項につき、「行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。）の規定によりその権限に属させられた事項の処理」を追加する方法が考えられる（以下の規定（例）の波線部）。なお、情報関係審査会の設置に係る規定は、規定方法が各自治体によって全く異なる。以下の規定（例）は、情報関係条例に情報関係審査会の設置根拠が規定されている場合における一例にすぎない。

【情報関係審査会の改組に係る規定（例）】

（●●町（村）個人情報保護審査会／情報公開審査会）

第・・・条 次に掲げる事項を行う機関として、●●町（村）個人情報保護審査会を置く。

(1) この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(2) 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(イ) 留意点

この場合、行審法上の第三者機関を別に設置する場合（上記ア及びイによる場合）と比較すると、情報関係案件については審査請求の 1 次的な調査審議（実質的な審理）を行うことになるが、情報関係案件以外の審査請求については、審理員意見書が提出された後の 2 次的な調査審議を行うことになるため、同一の第三者機関において役割が異なることとなり、手続がわかりにくくなる。

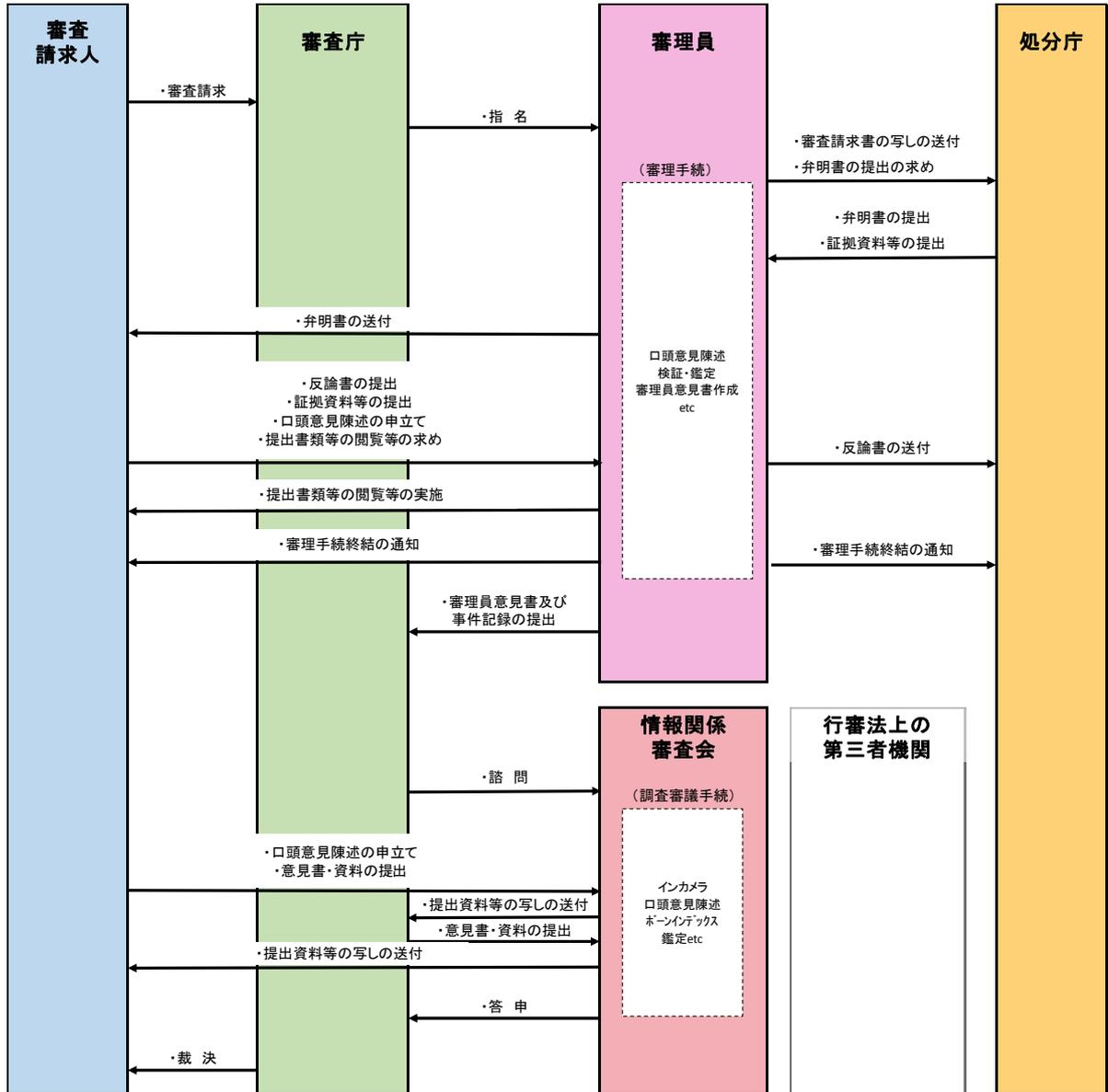
したがって、情報関係案件とそれ以外の審査請求の両者の役割、手続等の相違に留意して運用する必要がある。

② 審理員手続を適用する方法

ア 手続の流れのイメージ

審査庁に審査請求がなされ、審査庁が審理員を指名して、審理員が審理手続を行う。そして、審理員が審理手続を終結し、審査庁に審理員意見書が提出された後に、審査庁が情報関係審査会に諮問し、答申を受けた上で、裁決するイメージである。

【手続イメージ図】



イ 具体的方法（情報関係審査会への諮問を審理員意見書の提出後にする）

情報関係条例の情報関係審査会への諮問を義務付ける条文の次の項において、審査庁に対し、情報関係案件につき、審理手続の後（審理員意見書の提出を受けた後）に、審理員意見書及び審理手続の事件記録を添えて、情報関係審査会に諮問することを義務付ける旨の規定（以下の規定（例）における波線部の規定）を設ける。

なお、以下の規定（例）を設けることにより、審査庁は、行審法上の第三者機関への諮問

は義務付けられないこととなる（行審法 43 I ③）。

【情報関係審査会への諮問に際して審理員意見書等の添付を義務付ける規定（例）】

（審査会への諮問等）

第・・条 開示決定等又は開示請求に係る不作為（※情報公開条例の場合）／開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為（※個人情報保護条例の場合）に係る審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、審理員意見書（行政不服審査法第 42 条第 1 項の「審理員意見書」をいう。以下この条において同じ。）の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、●●町（村）情報公開審査会（※情報公開条例の場合）／●●町（村）個人情報保護審査会（※個人情報保護条例の場合）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書等の全部を開示することとする場合（当該行政文書等の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）（※情報公開条例の場合）／裁決で、開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。）、訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正する旨の決定を除く。）又は利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する場合（当該開示決定等について第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。）、当該審査請求に係る訂正請求の全部を容認して訂正する場合又は当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止する場合（※個人情報保護条例の場合）

2 前項の規定による諮問は、審理員意見書及び事件記録（行政不服審査法第 41 条第 3 項の「事件記録」をいう。）の写しを添えてしなければならない。

※下直線部は、各自治体の情報関係条例の規定手法等によって異なる。

ウ 審理員手続を適用する場合の問題点

情報関係条例においては、一般に、審査庁に対し、審査請求（行審法改正前においては審査請求又は異議申立て）があったときには速やかに情報関係審査会に対する諮問が義務付けられており、情報関係審査会において、審査請求（異議申立て）の 1 次的な調査審議（実質的な審理）がなされている。

しかしながら、審理員手続を適用する場合には、審理員が審理手続を行うこととなり、情報関係審査会は、審理員意見書の提出を受けた審査庁がしようとする裁決の内容を調査審議するといういわば 2 次的チェックの役割を負うにとどまることとなる。

エ 情報関係審査会を改組して行審法上の第三者機関の役割を付与する場合

審理員手続を適用する場合においても、上記①ウと同様に、情報関係審査会を改組して、

行審法上の第三者機関の役割を付与する方法が考えられる。

(7) 情報関係審査会の改組

審理員手続の適用を除外する場合と同様である（上記①ウ(7)参照）。

(4) 留意点

この場合、行審法上の第三者機関を別に設置する場合と比較すると、情報関係案件、情報関係案件以外の審査請求ともに、審理員意見書が提出された後の2次的な調査審議を行うことになるが、情報関係案件以外の審査請求についてはインカメラ等の特別の調査権限が認められていないため、同一の第三者機関において調査権限等が異なることになり、手続が分かりにくくなる。

したがって、情報関係案件とそれ以外の審査請求の両者の手続等の相違に留意して運用する必要がある。

以 上

資料 1

●●町（村）〇〇⁹ の任用等に関する条例（例）¹⁰

（趣旨）

第 1 条 この条例は、〇〇の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

（任用）

第 2 条 任命権者は、次に掲げる業務を行わせるため必要があると認めるときは、〇〇を任用することができる。¹¹

(1) 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 章第 3 節に規定する審理手続（同章第 1 節に規定する手続を含む。）

(2) 前号に掲げるもののほか、その遂行に法律に関する高度の専門的な知識経験が特に必要となる業務

2 前項の規定による任用は、同項各号に掲げる業務を遂行するために必要な知識、技能及び経験を有する者¹² のうちから、任命権者が選考により行う。

（身分）

第 3 条 〇〇は、地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する特別職とする。

（報酬等の支給及び勤務時間等）

第 4 条 〇〇の報酬及び費用弁償の支給並びに勤務時間及び勤務日については、任命権者が別に定

⁹ 行審法第 9 条第 1 項により、審理員は、審査庁に所属する職員から指名しなければならないため、審理員として審理手続を行うために特別職非常勤職員を採用する場合であっても、一度、「審理員」以外の職名によって採用して、審理員に指名する方法が想定される。したがって、「〇〇」の部分には、「審理員」以外の職名を記載することとなる。職名の例としては、「法務嘱託職員」や「法務専門調査職員」等が考えられる。

¹⁰ 各地方自治体は、特別職非常勤職員の任用等について、条例ではなく要綱等の規程で定めている場合が多いところ、審理手続職員として特別職非常勤職員を任用する場合についても、特段の条例制定をすることなく、同規程により任用することは可能である。

しかしながら、審理員が審査庁の職員として審査請求の審理手続を行うものであり（行審法第 9 条第 1 項）、特別職非常勤職員についても、一般職と同様に、守秘義務を課すことが適当であるところ、特別職非常勤職員に対しては地方公務員法上の服務規定は適用されない。

そこで、本条例（例）は、審理員として審理手続を行うため特別職非常勤職員として任用される職員に対し、守秘義務及び罰則を課すべく、任用等について条例として規定したものである（本条例（例）第 4 条及び第 5 条）。

なお、政治的行為の制限については、特別職の性格から、本条例（例）において制限することは困難な面があると考えられるため、規定していない。

¹¹ 審理手続以外の他の業務においても、「〇〇」を活用できるようにするべく、第 2 条第 1 項第 2 号を設けた。

仮に、審理手続のみに限定する場合には、「第 2 条 任命権者は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 章第 3 節に規定する審理手続（同章第 1 節に規定する手続を含む。）の業務を行わせるため必要があると認めるときは、〇〇を任用することができる。」との規定方法が考えられる。

¹² 任用の対象を限定すべく、任用の資格を規定したものである。

めるものとする。¹³

(秘密を守る義務)

第5条 ○○は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

(罰則)

第6条 前条第1項又は第2項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。¹⁴

¹³ 審理手続を行う職員の報酬については、特別職非常勤職員の任用について定めている要綱等の規程において、報酬を「時間額1万円」とし、勤務時間を「1週間当たり2時間までの範囲内で任命権者が定める。」とし、費用弁償の支給については、他の特別職職員と同様の規律を適用させる。なお、特別職非常勤職員の任用については、各地方自治体において取扱いが異なるため（多くの地方自治体は、条例ではなく、要綱等の規程において定められていると考えられる。）、統一的な例規の案を示すことはできない。

¹⁴ 本条例（例）第2条第1項第2号により、審理手続以外の業務についても、「○○」を任用できるものとしたため、平成28年度施行（年度替わり施行）の趣旨により、施行日を「平成28年4月1日」とした。業務内容を審理手続に限定する場合（第2条第1項第2号を設けない場合）には、施行日を「行政不服審査法の施行の日」とする方法も考えられる。

資料 2

●●町（村）行政不服審査会条例（例）¹⁵ ¹⁶

（設置）

第 1 条 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 81 条第 1 項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、町（村）長の附属機関として、●●町（村）行政不服審査会（以下「審査会」という。）¹⁷ を置く。

（組織）¹⁸

第 2 条 審査会は、5 名以内の委員で組織する。

（委員）¹⁹

第 3 条 審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、町（村）長が委嘱する²⁰。

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 町（村）長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

¹⁵ 地方公共団体は、行審法第 81 条第 1 項の規定により、執行機関の附属機関として、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置かなければならないとされており、国が行審法第 5 章第 1 節の規定により設置する行政不服審査会に相当する機関の設置が義務付けられている。本条例（例）は、同機関の設置に関する条例の例を示すものである。なお、本条例（例）は、原則として、行審法第 5 章第 1 節の規定を参照して規定したものである。

¹⁶ 行審法第 5 章第 1 節第 2 款（審査会の調査審議の手續）の規定（具体的には、審査会の調査権限、意見の陳述、主張書面等の提出、委員による調査手續、提出資料の閲覧等及び答申書の送付等に関する規定）は、本条例（例）の審査会に準用される。この場合において、行審法第 78 条第 4 項及び第 5 項中「政令」とあるのは、「条例」と読み替えられる（行審法第 81 条第 3 項）。

¹⁷ 機関の名称については、行審法において規定がなく、各地方公共団体の任意で決めることができる。本条例（例）では「●●町（村）行政不服審査会」と名付けたが、必ずしも「行政不服審査会」の名称を付する必要はない。

¹⁸ 本条に規定する審査会の委員の人数や第 3 条第 2 項に規定する委員の任期については、各地方公共団体における審査請求の件数等の実情に応じて規定すべきである。なお、国が行審法第 5 章第 1 節の規定により設置する行政不服審査会は、合計 9 人の委員で構成され（行審法第 68 条第 1 項）、3 名の委員をもって構成する合議体が設置され、基本的には、この 3 名からなる合議体が、審査請求に係る事件について調査審議することとされている（行審法第 72 条第 1 項）。

¹⁹ 行審法第 69 条を参照した規定である。

²⁰ 多くの地方公共団体が情報公開・個人情報保護審査会の委員の選任について議会同意人事としていないことに照らし、委員の委嘱については議会同意人事としなかった。しかし、本来、町（村）長が任命できるよう審査会の委員は、審査庁からの高度の独立性が要請されるため、議会同意人事とすることにより、民主的統制を及ぼすことも当然可能である（なお、国が設置する行政不服審査会も国会同意人事である（行審法第 69 条第 1 項））。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

21

7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。²²

8 委員の報酬及び費用弁償については、別に条例で定める。²³

(会長)²⁴

第4条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)²⁵

第5条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、町(村)長が選任する。

3 専門委員は、その者の選任に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

5 第3条第6項の規定は、専門委員について準用する。²⁶

(会議)²⁷

第6条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

²¹ 本条例(例)の審査会の委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職に該当するため、原則として、一般職地方公務員を対象とした同法の適用を受けないこととなり(同法第4条第2項)、同法の秘密保持義務に係る規定(同法第34条1項)の適用を受けない。そこで、本項においては、行審法第69条第8項を参照して、秘密保持義務を課した。

²² 本条例(例)の審査会の委員は、政治的中立性の確保が要求される場所、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職に該当するため、同法第36条に規定する一般職地方公務員の政治的行為の禁止に関する規定の適用を受けない。そこで、本項においては、行審法第69条第9項を参照して、政治的行為を禁止した。

²³ 特別職の報酬及び費用弁償に関する条例を改正し、本条例の審査会の委員にかかる報酬及び費用弁償の規定を設ける必要がある。

²⁴ 行審法第70条を参照した規定である。

²⁵ 行審法第71条を参照した規定であるが、本条に規定した専門委員の規定を設けるか否かは、各町村の審査請求の件数等実情に照らして必要性を判断すべきである。

²⁶ 国の行政不服審査会では、特別職の国家公務員である委員と異なり、非常勤の一般職の国家公務員である専門委員については、国家公務員法第100条及び第109条第12号の規定により秘密保持義務及びその違反に対する罰則が課せられるため、独自の服務規程を設けていないが、本条例(例)の審査会の専門委員は、委員と同様に地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職に該当することから、委員についての秘密保持義務規定を準用したものである。

²⁷ 一般的な会議体の原則等に倣って、定足数等を規定したものである。

(庶務)²⁸

第7条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)²⁹

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。

(罰則)³⁰

第9条 第3条第6項(第5条第5項において準用する場合を含む。)³¹の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

²⁸ 国が設置する行政不服審査会は、固有の事務局を設置することとされているが(行審法第73条)、職員を確保することが困難である町村においては、固有の事務局を設置することは困難といえる。したがって、本条においては、審査会の庶務については、審査請求に係る処分に関与している可能性の低い総務課において処理することとした。

²⁹ 委員の除斥事由、手続の併合・分離等の規定について、規則で定めることが想定される。

³⁰ 行審法第87条を参照した規定である。

³¹ 本条例(例)の審査会の委員にかかる秘密保持義務に関する規定である。罰則の内容は、行審法第87条と同様である。